

東京学芸大学課外活動共用施設規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （ 案 ）
〔省略〕 （管理運営） 第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、学長の指名する副学長を<u>もつて</u>充てる。 3 共用施設の管理運営については、法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 （使用資格） 第5条 共用施設は、本学が認可した学生の団体（東京学芸大学学生諸手続等規程第22条及び第23条に定める団体のうち、課外活動を目的としたもの。以下「団体」という。）が使用できるものとする。 〔省略〕	〔省略〕 （管理運営） 第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、学長の指名する副学長を<u>もつて</u>充てる。 3 共用施設の管理運営については、法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 〔省略〕 （使用資格） 第5条 共用施設は、本学が認可した学生の団体（東京学芸大学学生諸手続等規程第23条及び第24条に定める団体のうち、課外活動を目的としたもの。以下「団体」という。）が使用できるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>